

令和3年6月10日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
10番	牛島	孝之	21番	松崎	辰義
11番	萩尾	洋	22番	角田	恵一

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	井手	勇一
事務局長補佐	檀	公彦
主任	信國	美保子
書記	中島	知子

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統 之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	松 尾 一 秋
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	牛 島 憲 治
健康福祉部長	橋 本 妙 子
建設経済部長	山 口 英 二
教 育 部 長	原 信 也
総 務 課 長	秋 山 勲
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	毛 利 昭 夫
観光振興課長	荒 川 真 美
企業誘致課長	橋 本 秀 樹
税 務 課 長	丸 山 隆
環 境 課 長	石 橋 信 輝
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
子育て支援課長	平 山 英 敏
健康推進課長	坂 田 智 子
介護長寿課長	平 武 文
建 設 課 長	轟 研 作
農業振興課長	松 藤 洋 治
第一整備室長	木 村 孝
第二整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	原 寿 之
学校教育課長	郷 田 純 一
スポーツ振興課長	松 尾 裕 二

## 議事日程第5号

令和3年6月10日（木） 開議 午前10時

日 程

- 第1 議案審議
  - ・質 疑（委員会付託）
  - ・討 論
  - ・採 決
- 第2 八女地区消防組合議会議員の選挙
- 第3 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

---

### 本日の会議に付した事件

#### 第1 議案審議

- 報告第4号 八女市土地開発公社の令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告について
- 報告第5号 令和2年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第6号 令和2年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第7号 令和2年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告について
- 議案第34号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 八女市自給肥料供給施設条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 議案第36号 市道路線の変更について
- 議案第37号 工事請負契約の締結について（八女市健康増進施設べんがら村改修工事）
- 議案第38号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第39号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

#### 第2 八女地区消防組合議会議員の選挙

#### 第3 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

---

### 午前10時 開議

#### ○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。本日の本会議、よろしくお願ひ申し上げます。

お知らせいたします。議案質疑表、委員会・分科会日程表をタブレットに配信しております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書の規定によりタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

#### 日程第1 議案審議

##### ○議長（角田恵一君）

日程第1. 議案審議を行います。

報告第4号 八女市土地開発公社の令和2年度決算及び令和3年度事業計画の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人は毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類を作成し、議会に提出するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第5号 令和2年度八女市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第6号 令和2年度八女市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

報告第7号 令和2年度八女市水道事業会計予算建設改良費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案については、地方公営企業法施行令第19条の規定により、管理者が翌事業年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、地方公共団体の長に報告し、長は地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでありますので、質疑にとどめ、審議を終わります。

議案第34号 八女市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○17番（森 茂生君）**

資料をいただいておりますので、この資料に基づいて質問を行います。

第24条、第34条の7、第36条の3の3、附則の第5条は、法律の改正に伴う文言の修正というふうになっております。ただ単に文言の修正だけで、内容的には全く一緒なのかどうか、お伺いします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

まず、第24条、第36条の3の3、附則の第5条につきましては、これは国外に居住をされる扶養親族の取扱いが、もともとの法律で変更されたことによって文言の修正が行われたというものでございまして、条例上については、この文言の追加、修正がされたということでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

内容が変わっていないというのであれば、了解しました。

附則の第6条は医療費控除の特例、これが令和9年度までに延長されたとなっております。

恐らく平成29年度からこの医療費の特例というのは導入されたんだろうと理解しておりますけれども、ちょっとまだ通常の医療費控除、そしてこの医療費控除の特例、これについて、医療費控除の特例、まだなじみが薄い、よく行き渡っていない部分もあるかと思っておりますけれども、ちょっと説明をお願いします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

今回のこの附則の第6条の医療費控除の特例の分については、セルフメディケーション税制特例と申しまして、いわゆる特定の一般医薬品を一定以上購入することで所得控除が適用されるといふものでございます。

例えば、薬局等で、この特定の医薬品を購入された場合、これは12千円以上購入されなければ特例の対象になりませんが、そういう場合については、この所得控除の対象になるといふものでございます。

ただ、お気をつけいただく分としては、従来の医療費控除、この分と併用はできませんので、この点については申告の受付等で説明をしまっているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。

ちょっと誰でもかんでもというより、例えば、定期健診を受けていなければ該当しないんですか、人間ドックとか。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えします。

今、おっしゃるようなことで記載はされておりますけれども、申告の受付の際は、その証明書類としてレシートにこの税制特例ということの記載がございますので、その点で受付のほうはしているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

大体分かりました。それが延長されるということですね。

そうすると、最後の項目、「特定都市河川浸水被害対策法に基づき」云々となっておりますけれども、雨水貯留浸透施設とか聞き慣れない言葉がありますので、これについてもちょっと説明方お願いします。

**○税務課長（丸山 隆君）**

お答えいたします。

これは、特定都市河川浸水被害対策法に基づいた固定資産税の特例でございまして、まず、都市部を流れる河川流域において著しい浸水被害が発生するような地域については、特定都市河川流域として指定をされるというものでございます。

その地域に指定をされた場合については、先ほど申された雨水貯留浸透施設を造る義務が生じるということになりますけれども、その際に、事業者がこの施設を造った場合に固定資産税がかかりますが、その固定資産税について特例措置を設けるといふものでございまして、ただ、この指定される地域においてが関東、それから近畿の一部でございまして、八女市に

については該当はございません。

以上です。（「以上です」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

議案第35号 八女市自給肥料供給施設条例の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○6番（田中栄一君）**

1点だけお尋ねします。

元条例は、八女市自給肥料供給施設条例という条例名ですけれども、今回の改正によって、表題に「星野」という部分が入っております。あえて「星野」を入れた部分というのは、どういう意味でしょうか。その施設については、条項内に「星野」ということで入っておりますけれども。

**○環境課長（石橋信輝君）**

お答えいたします。

八女市自給肥料供給施設条例につきましては、上陽の自給肥料供給施設と星野の自給肥料供給施設、この2つの施設について規定しておったところでございます。

今回、中部衛生の新施設への集約に伴いまして、上陽自給肥料供給施設のほうは閉まっていきますので、残る星野自給肥料供給施設だけが残るという形になりますので、条例名も改め、八女市星野自給肥料供給施設条例とさせていただきたいという考えでございます。

以上でございます。

○6番（田中栄一君）

質問の意味はですね、それは分かります。

ただ、あえて条例名まで「星野」と特定のやつを入れるということが、ちょっと理由が分からなかったもので、その点についてお尋ねしたいんです。

○議長（角田恵一君）

よろしいですか。

○環境課長（石橋信輝君）

ちょっと先ほどのお答えと重複するかもしれませんが、残る施設が星野自給肥料供給施設のみという形になりますので、あえて条例名のほうも変えさせていただくということでの提案でございます。よろしく申し上げます。

○10番（牛島孝之君）

お聞きします。

上陽町の上陽自給肥料供給施設が廃止になると思います。築何年ほどたっていた建物でしょうか。

○環境課長（石橋信輝君）

上陽自給肥料供給施設の築年数につきましては、申し訳ございません、今、手元のほうに資料がございません。申し訳ございません。

○10番（牛島孝之君）

施設の老朽化ということだろうと思います。これが供給施設になっているということは、当然、需要があったから供給施設と。上陽町の分についても、需要自体が今——今というか、少なくなったとか、そういうことも理由としてありますか、廃止されるのは。

○環境課長（石橋信輝君）

今回の廃止の背景としましては、施設の老朽化というところでございます。

液肥の供給というところにつきましては、これまでもニーズがありまして、山林とかに散布のほうをされておりました。

これにつきましては、今後、新施設のほうで新たな肥料とか、そういったものへの切替えとかを促しながら、御理解をいただいているという状況でございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

では、残りました星野村自給肥料、これも液肥はありますか。

○環境課長（石橋信輝君）

星野自給肥料供給施設につきましても液肥の利用はありますが、上陽ほどの利用者はない



ということで聞いておるところでございます。

以上です。

**○10番（牛島孝之君）**

今のお聞きしますと、上陽のほうは非常に需要があったと、星野はそれほどないということになったときにですよ、星野が1か所になったときに、上陽地区の需要と星野地区の需要、足りませんか、いかがですか、量的なもの、当然。

**○環境課長（石橋信輝君）**

液肥の量というところでの御質問かと思えますけれども、すみません、この場でちょっとまた正確な量は把握できておりませんが、今現在の星野の分の液肥の利用状況とかを聞く限りでは、不足しているという話は、私のほうではちょっと聞いておりません。

以上でございます。（「終わります」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（角田恵一君）**

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○10番（牛島孝之君）**

この市道路線変更略図、これを見ますと、黒い部分が既設路線と、縮小路線が赤の路線となっております。開発区域は青の線で含まれております。開発区域の中に入っている道路、これを市道として認定されるのか、お聞きします。

**○建設課長（轟 研作君）**

お答えします。

開発区域内に、今現在、市道がありますけれども、これが開発区域内にかかるということで、今回、路線を短くするというございます。

○10番（牛島孝之君）

開発がされたときですね、当然、開発区域内の道路、やはりこれも市道のまま残されるわけですか。

○建設課長（轟 研作君）

開発区域内には、市道としては残りません。

○10番（牛島孝之君）

この略図を見るとですね、青の部分が開発区域になっていますね。その中に、赤の部分でBからCと。これはどう……（発言する者あり）AからCを起点、終点。（発言する者あり）BとCの部分も開発区域内だけでも、市道で残すということですね。

○議長（角田恵一君）

正式答弁をお願いします。

○建設課長（轟 研作君）

資料を見ていただきたいと思いますが、既設の路線がAが起点でCが終点でございます。今回、この赤で塗ってありますBからCを縮小すると、もうなくしてしまうということで、市道岡山34号線につきましては、AからBということになります。

以上です。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（角田恵一君）**

全員賛成であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号 工事請負契約の締結について（八女市健康増進施設べんがら村改修工事）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

**○8番（高橋信広君）**

まず、この案件の入札日と応札された業者は何者だったか、教えてください。

**○総務課長（秋山 勲君）**

今回の入札につきましては、特定建設工事共同企業体結成によりまず指名競争入札でございます。

指名業者につきましては、10者でございます。

**○8番（高橋信広君）**

それと、これは金額が13億円と非常に大きな金額なんですけど、最低制限価格は設けられたのか、そのあたりいかがでしょうか。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

最低制限価格については、設定はいたしておりません。

なお、低入札調査基準というのがございますので、そちらについては設定をしておるところでございます。

**○8番（高橋信広君）**

八女市の場合は、最低制限価格の基準というのはどうもないようですが、今後、ダンピング対策、あるいは品質保証、それからやっぱり透明性というのが求められます。そういう意味では、今後検討されていくかどうか、お願いします。

**○総務課長（秋山 勲君）**

お答えします。

入札につきましては、国のほうからも、また、県のほうからも適正な入札のための基準等を示されておりますので、そういったものを参考にしながら、今後検討していきたいと思っております。

**○10番（牛島孝之君）**

お聞きいたします。

入札予定価格1,323,800,790円と、工事概要、建築工事、改修工事、外構工事、おのこの予定価格がわかりますか。合計金額はわかりますけれども、建築工事、改修工事、外構工事の振り分けはわかりますか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

予定価格については、改修工事の予定価格でございますので、それぞれ分かれてはおりません。1本になっております。

○10番（牛島孝之君）

入札予定価格は当然書いてあるから分かりますけれども、当然、積み上げた数字が予定価格でしょう。違うんですか。

○総務課長（秋山 勲君）

お答えします。

予定価格についても、あくまでも1本でございます。また、予定価格を設定するためには、当然、設計額がございます。設計額については、それぞれ工種ごとに分かれております。

○議長（角田恵一君）

よろしいでしょうか。

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

私は、議案第37号 工事請負契約の締結について反対の立場で討論を行います。

これは、今年3月議会の補正予算で、べんがら村のリニューアルが提案され、それを受けて進められる工事です。

そのときにも申し上げましたように、今、最優先にやらなければならない課題はコロナ対策です。コロナから市民の命と暮らしを守ることが一番大事ではないでしょうか。自由に出かけることもできない、仕事はない、暮らしは立ち行かない、皆さん不安のどん底にいるときに、13億円もの大金を投入してリニューアルしようというものです。経済的にも、リーマンショックのときより冷え込んでいると言われているのに、なぜこんなときにとしか思われません。市民の健康、市民の懐具合、市民の気持ちを考えるとき、今やるべき事業ではないと考え、反対を表明して、討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 令和3年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案につきましては委員会付託案件であり、議案質疑の通告があつておりますので、質疑を許します。

17番森茂生議員の質疑を許します。

○17番（森 茂生君）

まず最初に、農林水産業費、農業振興費という中に地産地消推進協議会負担金17,197千円計上されております。

ここに説明資料をいただいておりますけれども、一応——一応といいたいまいしょうか、コロナ対策の事業の一環だろうと理解をしておりますけれども、この事業内容について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○農業振興課長（松藤洋治君）

お答えします。

お手元の資料を御覧いただきたいと思うんですけど、大きく分けて事業内容につきましては1番、2番、3番ということで、まず1番の学校給食に八女産農産物食材提供、こちらにつきましては、新型コロナウイルスの影響で販売活動が制限される中、農産物等の消費拡大と児童生徒の食を通じた心身の健康な育成を図る予定でございます。また、学校給食を媒体として、地元農産物の魅力を確認する機会を設けることにより、家庭内消費にもつなげ、農産物の消費拡大を図り、市内生産農家を支援する予定でございます。

2つ目、八女産花卉を使用したアレンジメントフラワーの展示提供につきましては、これも新型コロナウイルス感染拡大の影響により、イベントの規模縮小、こちらにより花卉類の消費機会が減少する中、市内の公共施設及び医療機関へ八女地域産の花卉を飾ることによりまして、花のPRまたは医療関係者への感謝の気持ち、通院される患者の皆様への心の癒やしを与えると、そういう機会を提供する、併せて八女地域産の花卉の消費促進を図るものでございます。

3つ目の八女茶の提供につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、新茶の時期の販売活動、こちらのほうが制限される中、市内の医療機関、高齢者施設、障がい者施設等

に八女茶を贈り、飲んでいただくことにより、関係者の皆様の心を癒やし、感謝の気持ちを表すとともに、併せて八女茶の消費促進を図り、市内の生産農家を支援するような内容となっております。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

おおむね分かりましたけれども、この事業内容の中に学校給食に農産物の食材提供ということで出てきます。5,000食で19品目。この19品目、そしてこれは1回切りなのか、何回かに分けて提供されるのか、そこら辺のところを説明、お願いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えします。

品目につきましては、ブドウ、アスパラ、梨、ナス、シャインマスカットなど市内で採れている農産物という形になります。7月から3月まで予定しているところでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

7月から3月までということは、1回きりではなく回数を分けて供給されると思いますけれども、この地産地消推進協議会、ここに負担金としてお金が出ていくわけです。財源は、全額これは国のお金だろうと思いますけれども、この地産地消推進協議会、ちょっと私はあんまりよく分かりませんが、ここに負担金として支出をして、そこが食材を農家さんからなり、農協から購入して、それを学校の給食に納入するという流れになっているのかどうか、そこら辺のところのいきさつをお願いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えいたします。

地産地消推進協議会では八女市、八女市教育委員会、県普及指導センター、JAふくおか八女などで構成する協議会であります。現在も月1回程度、学校給食への食材の配達などやっている団体でございます。地産地消を推進する団体でございます。

また、構成員にJAふくおか八女が入っておりますので、5,000食という量の品質のそろった農産物を確保するのにもたけている団体と判断しております。

以上の経過から、今回、コロナ対策の事業につきましても、地産地消推進協議会に負担金を支出して、事業を行う予定でございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

当然、この分は恐らく県の学校給食会からの購入が、その分減るかと思えます、納入された分。県の学校給食会に対して断りを言う必要もないだろうと思えますけれども、一応、通

さにやいかんという前提があるみたいですので、そこら辺の県の学校給食会との関係は全く考えなくていいのか、ある程度、ちょっと言うておくべきなのか、そこら辺はどうなるのか、お伺いします。

**○学校教育課長（郷田純一君）**

学校給食会との関わりにつきましては、日頃の給食のものにプラスして19品目の八女産のものをいただくと伺っておりますので、特段、県の給食会とお話をするということはないと認識しております。

**○17番（森 茂生君）**

私が思ったのは、これはたまたまコロナの影響でこのようなことに今なっているんだろうと思います。

しかし、八女市食料・農業・農村基本計画の中にも、地産地消を進める、学校給食に市内の農産物を届けるという基本目標があります。

そして、基本計画の中にも、早期に地元でできた食材を学校給食に移行できるようにということで、平成17年に既にこの計画が立っております。

しかし、あまり進んでいないのが現状かと思えますけれども、これを機会に、こういう格好で地元の食材を増やしていくなれば、県の学校給食会とも関係ないというのであれば、これを日常的に広げていったら、地産地消が私は大幅に上がるような気がしますけれども、そういう考えはあるのかないのか、今度1回きりなのか、特別にこのようにやるのは。お考えをお伺いします。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

お答えします。

あくまでも、今回、今年度の取組として考えております。あくまでも農業者支援ということで考えております。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

ですから、今回1回、コロナの対策ですけれども、今後こういうのを独自に考える気はないのかということをお伺いしているわけです。

**○農業振興課長（松藤洋治君）**

すみません、お答えいたします。

現在、毎月、地産地消に向けた食材配達をやっておりますので、そちらにつきましては継続してやっていこうという考えでございます。

以上でございます。

**○17番（森 茂生君）**

どうもなかなか。分かりました。

やっぱりこうして私が思うのは、コロナ対策というのも必要ですけども、これ以外に日常的に、ぜひとも月1回やっぺらしていらっしやるのであれば、それをもっと量を増やして、地産地消の学校給食の食材の地産地消率をぜひ上げていただきたいと思っているから、このように言っているだけです。ですから、ぜひ今まで以上に、今回1回限りにならずに地産地消の率を上げていただきたい、このように思うわけです。

教育長も、一応、発言通告しておりますので、こういう考え方はいかがでしょうか。1回きりじゃなくて、これは日常的にできるはずですよ、地産地消推進協議会までできているわけですよ。そして、今回5,000食、ぱんとできるわけですよ、やろうと思えば、私はできると思うんですよ。

ですから、日常的にこれを少しずつでも増やして行って地産地消率を上げる、こう考えているんですけども、教育長の考えをお伺いします。

#### ○教育長（橋本吉史君）

お答えいたします。

大変ありがたい御提案をさせていただいているなという気持ちでおります。

現在、一応データを前回は議員のほうから御質問等をいただいております、今、令和2年6月、昨年6月の段階で、いわゆる八女産の割合が11.24%、福岡県産が25.90%、合わせて、いわゆる県産、八女産も含めまして37.14%、これは国の目標が県産30%ですので、それは十分超えております。

まして、国産まで含めると、国の目安が80%。今、6月段階で八女市の場合が85.22%、これも超えております。

しかし、やはり地場のそういう品目をこれからも加えていきたいなと思っておりますし、また、昨年検討させていただきまして、この4月から、いわゆるお米、米飯給食を週3から週4にいたしました。ですので、それでもまた、本年は十分と地産地消の割合が増えるんだろうと思っております。

今おっしゃっていただいたように、できるだけこういった機会を増やしていければなと思っております。

#### ○17番（森 茂生君）

教育長もああ言っぺらしていらっしやるので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

観光の問題ですけども、この観光資源魅力向上支援業務委託料、非常に難しい名前これを何回読んでも何が行われるのか、さっぱり分かりません。内容の説明をお願いします。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。



今おっしゃいました、この観光資源魅力向上支援業務委託料、この分でございますが、まず歳入のほうに宿泊税という収入項目がございます。宿泊税9,301千円という金額ですが、これについては昨年4月、福岡県が導入いたしました、1人ホテルに1泊泊すると200円という宿泊税を取りまして、これを観光の財源にしようという基になっております。

このうち、政令指定都市、福岡市、北九州市については200円分の150円分をその自治体もらって、残りの50円、あとの自治体については全て200円を県に納めると。その事業でどういふことをされるかという、1つは県が行う観光事業、それともう1つは市町村に分配するという形で実施されておるところです。

今回、委託料として出しておりますこの事業ですが、昨年度につきましては、古民家の再生、こちらを手がけさせていただきました。

今年度につきましては、この税金の使い道としては新規事業であること、継続事業であることという条件がございますので、令和2年度に行いました古民家事業の拡大並びに今年度は新たな場所としてアンテナショップのリニューアル、また立花地区でございます男ノ子焼、こちらの屋根の改修、そういうところに財源を充てたいと思っております。

以上です。

#### ○17番（森 茂生君）

ここで言っても始まりませんが、昨年4月からですかね、導入されたのが。西日本新聞によりますと、導入には時期が悪すぎるといって、まさにコロナの影響の真ただ中に導入されたわけです。

ちょっと私も見てみましたら、宮城県が傷口に塩を塗るようなことになるのでということで、結局、条例案を出しておりません。沖縄も出しておりません。東京都も今、停止しております、この事業は。北海道ニセコ町も延期なら、函館市も延期ということで、多くの自治体で今の時期に観光に税金をかけるのはいかなものかということでされております。

しかし、福岡県の場合は、ましてや二重課税という話まで出ていますけれども、ある意味では県のことで、ここで言っても始まりませんが、この宿泊客数などに応じて交付金を配分することになっておりますので、例えば、グリーンピアとか、宿泊施設に泊まった人から200円徴収をして、それを事業者が県に納める。県から、割合で市町村に下りてくる。それが今回下りてきているということだろうと思います。それで、そういうのを使うということですね。分かりました。

もう一点が、観光費の中の14節工事請負費、グリーンピア八女整備工事費、池の山荘営繕工事費ということになっておりますけれども、これについても説明をお願いします。

#### ○観光振興課長（荒川真美君）

お答えいたします。

この分につきましては、工事請負費の中の2点、グリーンピア八女整備工事費並びに池の山荘営繕工事費、この2点の件かと思われます。

これにつきましては、コロナの対策ということで各施設に混雑状況の表示システムを設置する工事費の分となっております。

表示の仕方につきましては、実は、この整備工事とか——池の山荘については営繕工事になっておりますが、合併当初からですね、施設が合併して八女市の予算に入ったときに、この名目でやっております、グリーンピア八女にしても池の山荘にしても、この工事だけではなくて、年間何十という工事をする都合、これにまとめたところで工事費を上げております。

今回につきましては、先ほど議員から御指摘あったように、これは何の工事かいということだったと思うんですけども、これにつきましては、このコロナ対策での混雑状況の表示のシステムの改修ということで、この項目、工事費の中に入れて計上させていただいているところでございます。

以上です。

**○17番（森 茂生君）**

要するに、混まないようにスマートフォンなどで混雑状況を把握するための事業、それは分かるんですよ。分かりますけれども、ここはグリーンピア八女整備工事費ですよ、ここに出てくるのは。そうすると、池の山荘営繕工事費ですよ。営繕工事とか、整備工事費となっている。しかし、工事はしないんでしょう。スマートフォンで混雑状況を把握するという事業でしょう。この説明はおかしいんじゃないですか。

**○観光振興課長（荒川真美君）**

お答えいたします。

工事でございます。

どういう意味かといいますと、スマートフォンは皆さんが持つてあるタブレットとか端末ですよ。それは個人がお持ち。ただ、これをするためには、施設の中にサーバーを設置したり、要するに画面を見るための端末を設置、そういうものをするための工事となっておりますので、今回、工事として池の山荘もグリーンピア八女も入れておるところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

工事というより、備品を買うわけでしょう。何もいじくったりせんわけで。グリーンピア八女も池の山荘も同じものでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうすると、グリーンピア八女は整備工事費ですよ。そすと、池の山荘は営繕工事になっているんですよ。支離滅裂ですよ。

一般の人が見ても、とても理解できるような内容じゃないわけです、私は。どうもおかし

と思います。これは、きちっとこの説明になるようしておけばいいけれども、市長の提案理由の説明書にも全く出てきません、そういうのは。明らかに、これは説明不足じゃないんですか。きちっと分かるように書いていただかないとですね、これは営繕工事と整備工事費、だれが見ても工事ですよ、これは。しかし、やっておるのは全然違うじゃないですか。これはどなた、これは副市長ですか、これは誰がそういう書き方をやっているんですかね。これは私はおかしいと思います。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（角田恵一君）

再開いたします。

○財政課長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

今回の事業内容につきましては、システムの導入を図るための設置工事になりますので、そういったことで工事代ということで計上させていただいております。よろしく願います。

○17番（森 茂生君）

そういうことなら、それでいいんです。それでいいんですけれども、きちっとした説明をしていただかないと、これじゃ分らんわけです。そいけん、きちっと説明すればいいんですよ、理解しますけれども、これだけの説明じゃ、とても納得できませんよ。

ですから、日頃から、ついでに言いますと、防災安全課のところで……

○議長（角田恵一君）

森議員、質疑通告に基づいて、願います。

○17番（森 茂生君）

はい。ですから今後、もしそういうふうなら、一般に分かるような説明をぜひしていただかないと、とてもじゃないけれども、これだけ見ても分かりません。一つ一つ、全部聞かやんごとなります、こういうふうな予算計上していただくなら。危なくて、何が裏にあるか分からんわけですよ。ぜひよろしく願います。今後、説明。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

予算書の表記につきましては、一定の基準といたしますか、項目の中で使わせていただいておりますので、例えば、工事でありますと、多様な幾つもの内容が含まれてきますので、表記

については一定決められた中で使わせていただいています。

説明という部分で、こういう形で別添資料で説明させていただきますので、そういう形なるべく努めていきたいと思っております。

○17番（森 茂生君）

以上です。

○議長（角田恵一君）

17番森茂生議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結いたします。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決定しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く19人にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は19人とすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、先例に従い、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員会委員長とすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第39号 令和3年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

1点だけお尋ねします。

傷病手当が出ていますけれども、前年度はなかったという説明だった気がしますが、

今回も延長されて、傷病手当が、全額国からだと思えますけれども、出るようになってい  
ます。

前年度はなかったけれども、今回は申請があったのか、それともあるだろうということで  
計上されているのか、お伺いします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

お答えいたします。

今年度についても延長になっておりますので、今回、予算をお願いしておりますが、今現  
在も申請というのはあっておりませんが、今後、制度としてございますので、予算化をして、  
あった場合、すぐに対応できるようにしているところでございます。

**○17番（森 茂生君）**

あくまで申請ですので、申請がなければ執行できないわけです。

それで、非常に狭いんですね。雇われている人だけですので、対象が、事業主とかフ  
リーランスは該当しないんだらうと思えますけれども、やっぱり申請しなければだめです  
ので、あとは周知以外ないと思えます。周知の徹底を、今後ともよろしくお願ひしますと  
ともに、1つ、ちょっと疑問になるのが、青色申告者の専従者、これは例えば、奥さんにしてい  
る場合は該当するのか、しないのか、お尋ねをします。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

専従者の場合は、該当いたします。

**○17番（森 茂生君）**

分かりました。ぜひとも、これは今までも広報はされてはいると思えますけれども、今後  
も該当者には必ず届くような周知の方法をお願いしたいと思えますけれども、よろしくお願  
ひしておきます。ちょっとどういう周知方法をされているか、お尋ねをしておきます。

**○健康推進課長（坂田智子君）**

既にホームページのほうに掲上をいたしております。

また、コロナ対応ということで、コロナ対応の支援の一覧を全庁的に作っておりますので、  
その中でもお示しをしているところです。

また、広報等においても、必要に応じて掲載をしていきたいと考えております。（「終わ  
ります」と呼ぶ者あり）

**○議長（角田恵一君）**

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思  
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 八女地区消防組合議会議員の選挙

○議長（角田恵一君）

日程第2. 八女地区消防組合議会議員の選挙を行います。  
八女地区消防組規約第7条第2項の規定に基づき、選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により  
指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。  
お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思ひます。  
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。  
八女地区消防組合議会議員に大坪久美子議員を指名いたします。  
ただいま議長において指名いたしました大坪久美子議員を八女地区消防組合議会議員の当  
選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました大坪久美子議員は八女地区消  
防組合議会議員に当選されました。  
ただいま八女地区消防組合議会議員に当選されました大坪久美子議員が議場におられます  
ので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

### 日程第3 花宗用水組合議会議員の補欠選挙

#### ○議長（角田恵一君）

日程第3. 花宗用水組合議会議員の補欠選挙を行います。

花宗用水組合同規約第5条第4項の規定に基づき、補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

花宗用水組合議会議員に溝田繁雄氏を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました溝田繁雄氏を花宗用水組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました溝田繁雄氏は花宗用水組合議会議員に当選されました。

会議規則第31条第2項の規定により、後刻、当選告知をいたしますので、御了承願います。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

会期日程に従い、明日11日は委員会・分科会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時58分 散会